

## 経済特区 – 実施細則

財務大臣は、GR-12<sup>1</sup> で従来から規定される経済特区 (*Kawasan Ekonomi Khusus/KEK*) において投資活動を行う納税者について規定する規則 No.PMK-237<sup>2</sup> を公布しました。GR-12下のKEKの税務優遇措置詳細は、私どもの [TaxFlash No.07/2020](#) をご参照ください。

原則として、PMK-237における税務優遇措置は概ねGR-12のそれに沿っています。PMK-237に追加された主要な細則に絞って下記に要点をまとめます。

KEKにおける事業者は、KEKの事業活動を組織する納税者、即ち法人 (*Business Entities*) (インドネシア語では、*Badan Usaha/BU*)、及びKEKにおいて事業を運営する納税者、即ち事業者 (*Business Players*) (インドネシア語では、*Pelaku Usaha/PU*) に区分されます。

### A. 所得税優遇措置

#### 1. 優遇内容

##### a. 法人税 (CIT) タックスホリデー

PMK-237では、CITの100%軽減について規定しています (通常のタックスホリデー措置と区別するために、「KEK-タックスホリデー」とする)。当該措置は、KEKにおいて主要事業を行い、その投資額が少なくともIDR1000億ルピアに達する納税者を対象としています。

納税者	投資額 (ルピア)	優遇適用期間* (年数)
BU**	≥ 1000億	10
	1000億 ~ < 5000億	10
PU	5000億 ~ < 1兆	15
	≥ 1兆	20

\* 商業生産開始時点から有効。

<sup>1</sup> 政府規則 2020年第12号 (GR-12) : 2020年2月24日付公布・発効

<sup>2</sup> 財務大臣規則 No.237/PMK.010/2020 (PMK-237) : 2020年12月30日付公布、2021年1月29日付発効

\*\* 優遇は、土地/建物 (L&B) 譲渡/賃貸並びに主要事業からの所得に適用。

優遇適用期間終了後、納税者は以降の2会計年度においてCITの50%の軽減措置を享受できます。

優遇適用期間中は、源泉税は適格所得 (即ち、BUが受領するL&B 譲渡/賃貸所得並びに主要事業からの所得) には課税されません。これには、BUが受領するL&B 譲渡所得を除き、課税免除通知書 (Surat Keterangan Bebas/SKB) は不要です。

#### b. CIT控除

PMK-237では、従来のGR-12よりもより詳細なCIT控除について規定しています (一般的な税額控除優遇措置と区別するために、「KEK-税額控除」とする)。これには下記が含まれます:

優遇措置	開始のタイミング
特定資産に対する投資額の控除限度を30%引き上げ	商業生産
加速度減価償却及び償却	承認書発行月
非居住者に支払われた配当に対する源泉税率を10%まで軽減 (租税条約でこれより低い税率が規定されている場合は、それを上限とする)	承認書発行月
繰越欠損金の期限を10年間に延長	承認書発行年度

一般的な税額控除措置とは異なり、KEK-税額控除下の繰越欠損金関連の優遇措置では、以降の期間における条件達成は要求されません。

さらに、納税者がKEK-税額控除が認可されなかった事業を運営する場合、当該措置は適格性の認められた部分の事業にのみ適用されます。例えば、配当について軽減された源泉税率は、売上額又は投資実現額に対する比率をもとに適格である部分のみが対象となります。

## 2. 基準

#### a. 一般要件

KEK-タックスホリデー及びKEK-税額控除優遇措置の一般要件は次のとおりです:

- i. KEKにおいて事業を営む法人納税者であること。
- ii. インドネシア法人であること。
- iii. 決定が出されていない以下の税務優遇措置に関して資本投資を行っていること:
  - KEK-タックスホリデー又はKEK-税額控除
  - タックスホリデー
  - 税額控除
  - 工業区に位置すること – PUのみ対象
  - 労働集約型産業にかかる追加控除 – PUのみ対象

#### b. KEK-タックスホリデーに関する追加の投資要件

KEK-タックスホリデーの適用対象となるためには、納税者はKEKにおいて、最低投資額がIDR1000億ルピアの主要事業を運営することが条件となります。

BUについて、納税者は商業生産から4年以内に投資計画の内少なくとも IDR1000億ルピアを実現させなければなりません。

ジャカルタ、西部ジャワ、バンテン、中部ジャワ、ジョグジャカルタ及び東部ジャワ省に位置するPUについて、納税者はKEK-タックスホルデー承認書の発行から5年以内に投資計画を実現させなければなりません。

#### c. KEK-税額控除に関する追加要件

主要事業及び最低投資額IDR1000億ルピアの要件を満たすPUは、KEK-税額控除優遇措置の適用の要不要を選択しなければなりません（希望する場合のみ）。

主要事業以外の事業を営む又は投資額がIDR1000億ルピア未満の納税者であってもKEK-税額控除の適用を申請することができます。

### 3. 申請手続

一般的に、申請手続はOnline Single Submission (OSS) システムを通じて又はOSSが利用できない場合、手動で実施することができます。申請は、納税者の事業識別番号の申請とともに、商業生産の開始前に行う必要があります。若しくはOSSシステムから新規事業ライセンスが発行されてから一年以内に申請をしなければなりません。

財務大臣は、不備の無い申請書類を受理してから5営業日以内に決定を出します。税務優遇措置の認可の決定は、投資計画及び主要事業計画の達成状況を検証するための現場調査の結果に依拠します。当該優遇措置の適格性に関する調整は、現場調査の結果次第で決まります。

### 4. 報告要件

申請が認可されれば、納税者は年次投資レポート (BU及びPUを対象) 及び生産実現レポート (PUを対象) を提出しなければなりません。納税者が年度末から30日以内に上記のレポートを提出できない場合、国税総局長が警告書を発行し、場合によっては税務調査に発展する可能性があります。

### 5. 禁止及び取消

PMK-237では、以下のような行政手続に関するその他多くのことについて規定しています：

- BU/PUを対象に認可される所得税優遇措置に関する特定の禁止事項 (例：優遇適用期間中における資産譲渡又は所有権の移転禁止等)
- 優遇措置取消事項 (例：当初の事業計画から乖離した事業の運営等)

## B. 付加価値税 (VAT)/奢侈品販売税 (LST) 優遇措置

GR-12では、KEKのエリアが自由貿易区 (FTZ) のエリアと重複する場合、課税サービスをFTZから又はFTZに提供する場合にかかるVATは徴収されないことを規定しています。しかしながら、PMK-237では、国内の航空輸送サービス及び電気通信サービス (FTZから又はFTZへの固定ラインを使用したものは除く) の提供にかかるVATは課税対象であると規定しています。

また、PMK-237では、行政手続及び各種シナリオ下におけるKEKのVAT関連コンプライアンスに関する要件についてその詳細を規定しています。

## C. 輸入関税、輸入税、及び/又は物品税優遇措置

GR-12下でBU及びPUを対象とした、建設及び開発段階における税関関連優遇措置（即ち、輸入関税、輸入税、物品税等）はPMK-237で規定されています。また、PMK-237では、税関地域の外から輸入される資本財を対象とした輸入関税免除及び輸入税の非徴収措置は、個別のKEK、保税蔵置区（*Tempat Penimbunan Berikat*）又はFTZIにおいてPUを通じて直接輸入された財貨（物品）にも拡大して適用されることが規定されています。

PMK-237では、生産段階におけるPUのカテゴリー（即ち、加工PU、物流センターPU、及びサービスPU）に応じた実施規定が設けられています。優遇措置は、対象となる事業と関連する財貨の種類により異なります。生産段階における財貨のKEKにおける移動に関する一般的優遇措置の詳細は、私どもの [TaxFlash No.07/2020](#) をご参照ください。

PMK-237では、以下を含むその他の条項も設けています：

- 暫定的リリース及び下請けに関する特別処理の対象となる条件及び仕向地
- 優遇措置の適用が可能な資本財（例：機械設備）の譲渡に関する制限及び条件
- 税関申告手続
- 輸入物品の処理に関連するKEKのセルフサービスアレンジメント

## D. 観光業 KEK を対象とした税務優遇措置

GR-12 では、観光業（ツーリズム）KEK における住宅及び住居の購入に関する所得税免除について規定しています。当該の免除を享受するには、SKB が必要となります。

GR-12 では、観光業 KEK における活動に対し税関優遇措置を規定しています。ただしその詳細は明記されていません。PMK-237 が規定する詳細は以下のとおりです：

- サービス産業を対象とした関税課税対象の原材料の輸入関税免除及び/又は
- 観光業 KEK における店舗又はショッピングセンターにて販売される財貨・物品の搬入に対する輸入関税の課税延期

## E. 経過規定

GR-12とPMK-237の発効時期の隔たりによりタイムラグが存在するため、PMK-237では下記のとおり経過規定を設けています：

1. GR-96<sup>3</sup>下の規定で所得税優遇措置を享受するBU及びPUは、依然としてその有効期限まで当該措置を享受することができる。
2. GR-12発効前に投資協調委員会（*Badan Koordinasi Penanaman Modal*）に提出された所得税優遇措置の提言は、PMK-237下の規定で処理される。
3. 下記の法人は、PMK-237で規定するKEK-タックスホリデー又はKEK-税額控除を下記の修正規定のとおり享受することができる：
  - GR-12の発効日前に設立されたBU
  - GR-12の発効日後2021年3月30日までに設立されたBU
  - GR-12の発効日前に発行されたビジネス/投資ライセンスを保有するPU
  - GR-12の発効日後2021年3月30日までに発行されたビジネスライセンスを保有するPU

<sup>3</sup> 政府規制 2015 年第 96 号：2015 年 12 月 28 日付公布・発効

4. 所在地がKEKに指定される前に当該所在地に既に設立されている法人は、特定条件を満たせばPUとなることができる。
5. GR-12下で徴収されていないVATの内、2020年4月からPMK-237発効日までに納付済みであるVATについては還付を受けることができる。

上記の経過規定の実施細則はPMK-237にて明記されています。

## Your PwC Indonesia Contacts:

**Abdullah Azis**  
[abdullah.azis@pwc.com](mailto:abdullah.azis@pwc.com)

**Gerardus Mahendra**  
[gerardus.mahendra@pwc.com](mailto:gerardus.mahendra@pwc.com)

**Raemon Utama**  
[raemon.utama@pwc.com](mailto:raemon.utama@pwc.com)

**Adi Poernomo**  
[adi.poernomo@pwc.com](mailto:adi.poernomo@pwc.com)

**Hasan Chandra**  
[hasan.chandra@pwc.com](mailto:hasan.chandra@pwc.com)

**Runi Tusita**  
[runi.tusita@pwc.com](mailto:runi.tusita@pwc.com)

**Adi Pratikto**  
[adi.pratikto@pwc.com](mailto:adi.pratikto@pwc.com)

**Hendra Lie**  
[hendra.lie@pwc.com](mailto:hendra.lie@pwc.com)

**Ryuji Sugawara**  
[ryuji.sugawara@pwc.com](mailto:ryuji.sugawara@pwc.com)

**Alexander Lukito**  
[alexander.lukito@pwc.com](mailto:alexander.lukito@pwc.com)

**Hisni Jesica**  
[hisni.jesica@pwc.com](mailto:hisni.jesica@pwc.com)

**Soeryo Adjie**  
[soeryo.adjie@pwc.com](mailto:soeryo.adjie@pwc.com)

**Ali Widodo**  
[ali.widodo@pwc.com](mailto:ali.widodo@pwc.com)

**Hyang Augustiana**  
[hyang.augustiana@pwc.com](mailto:hyang.augustiana@pwc.com)

**Sujadi Lee**  
[sujadi.lee@pwc.com](mailto:sujadi.lee@pwc.com)

**Amit Sharma**  
[amit.xz.sharma@pwc.com](mailto:amit.xz.sharma@pwc.com)

**Kianwei Chong**  
[kianwei.chong@pwc.com](mailto:kianwei.chong@pwc.com)

**Susetiyo Putranto**  
[susetiyo.putranto@pwc.com](mailto:susetiyo.putranto@pwc.com)

**Andrias Hendrik**  
[andrias.hendrik@pwc.com](mailto:andrias.hendrik@pwc.com)

**Lukman Budiman**  
[lukman.budiman@pwc.com](mailto:lukman.budiman@pwc.com)

**Sutrisno Ali**  
[sutrisno.ali@pwc.com](mailto:sutrisno.ali@pwc.com)

**Anton Manik**  
[anton.a.manik@pwc.com](mailto:anton.a.manik@pwc.com)

**Mardianto**  
[mardianto.mardianto@pwc.com](mailto:mardianto.mardianto@pwc.com)

**Suyanti Halim**  
[suyanti.halim@pwc.com](mailto:suyanti.halim@pwc.com)

**Antonius Sanyojaya**  
[antonius.sanyojaya@pwc.com](mailto:antonius.sanyojaya@pwc.com)

**Margie Margaret**  
[margie.margaret@pwc.com](mailto:margie.margaret@pwc.com)

**Tim Watson**  
[tim.robert.watson@pwc.com](mailto:tim.robert.watson@pwc.com)

**Ay Tjhing Phan**  
[ay.tjhing.phan@pwc.com](mailto:ay.tjhing.phan@pwc.com)

**Oki Octabiyanto**  
[oki.octabiyanto@pwc.com](mailto:oki.octabiyanto@pwc.com)

**Tjen She Siung**  
[tjen.she.siung@pwc.com](mailto:tjen.she.siung@pwc.com)

**Brian Arnold**  
[brian.arnold@pwc.com](mailto:brian.arnold@pwc.com)

**Omar Abdulkadir**  
[omar.abdulkadir@pwc.com](mailto:omar.abdulkadir@pwc.com)

**Turino Suyatman**  
[turino.suyatman@pwc.com](mailto:turino.suyatman@pwc.com)

**Dexter Pagayonan**  
[dexter.pagayonan@pwc.com](mailto:dexter.pagayonan@pwc.com)

**Otto Sumaryoto**  
[otto.sumaryoto@pwc.com](mailto:otto.sumaryoto@pwc.com)

**Yessy Anggraini**  
[yessy.anggraini@pwc.com](mailto:yessy.anggraini@pwc.com)

**Enna Budiman**  
[enna.budiman@pwc.com](mailto:enna.budiman@pwc.com)

**Parluhutan Simbolon**  
[parluhutan.simbolon@pwc.com](mailto:parluhutan.simbolon@pwc.com)

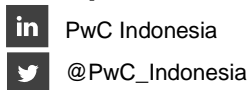
**Yuliana Kurniadjaja**  
[yuliana.kurniadjaja@pwc.com](mailto:yuliana.kurniadjaja@pwc.com)

**Gadis Nurhidayah**  
[gadis.nurhidayah@pwc.com](mailto:gadis.nurhidayah@pwc.com)

**Peter Hohtoulas**  
[peter.hohtoulas@pwc.com](mailto:peter.hohtoulas@pwc.com)

**Yunita Wahadaniah**  
[yunita.wahadaniah@pwc.com](mailto:yunita.wahadaniah@pwc.com)

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)



If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [id\\_contactus@pwc.com](mailto:id_contactus@pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2021 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.